明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○旅券法施行規則の一部を改正する省令（外務一六）　一

〔告　示〕

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（総務三五四）　四

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三五五）　五

○政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（同三五六）　五

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三五七）　三六

○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（同三五八）　三七

○政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件（同三五九）　三七

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件（同三六〇）　三七

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　二九

特殊法人等

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構平成二十四事業年度財務諸表、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四九

地方公共団体

行旅死亡人関係　六六

会社その他

会社決算公告　六九

省令

○外務省令第十六号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十六条及び第二十二条の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。